

1．会合名	「ブロックトレードの取扱いに関するワーキング・グループ」(第1回)
2．日 時	平成24年1月11日(水)14:00～15:00
3．議 案	1．本ワーキングにおける検討課題及び検討スケジュール 2．ブロックトレードの取扱いに関する規則(案)について
4．主な内容	1．本ワーキングにおける検討課題及び検討スケジュール 本ワーキングにおける検討をはじめるとに当たり、検討すべき課題及び検討スケジュールについて、事務局より資料に基づき説明が行われた。 2．ブロックトレードの取扱いに関する規則(案)について 事務局より、本ワーキングでの検討を経て新設する「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」の規則案が提示され、大要以下の通り意見交換がなされた。 【主な意見】 (書面の差し入れについて) ・ 規則案において、証券会社が仲介目的のブロックトレードを行う又は行った場合には、売主に対し所定の事項を証した書面を差し入れることとなっているが、書面を差し入れたことの証跡をどのように残せばよいのか。また、どの程度の期間残す必要があるのか。 → 法的根拠のある書面として保管することまでは義務づけられていないが、事後的に仲介目的のブロックトレードとしての手続きが行われたことが検証可能な形で証跡を残す必要があると考える。 ・ メールで必要な内容を通知したことをもって、書面を差し入れたとすることは可能か。メールであれば送信記録がサーバーに残るため、書面を差し入れたことの事後的な検証にも対応できるのではないか。 ・ 差し入れる書面の名義は、代表者名義でなくてはならないのか。実際にブロックトレードの実務を担当する部門長や、個人の名義ではだめか。 → 書面の名義については、各社において発出する書面に権限を持っている人間の名義であればよいのではないか。 ・ 書面を差し入れるタイミングは、具体的にはどのような期間を想定しているのか。 → 書面を差し入れるタイミングについて、規則上で統一的に示すものではないが、売主との合意を証するものとして書面を差し入れることから考えれば、できるだけ早いタイミングが望ましいのではないか。 ・ 売主に差し入れる書面の必要事項等を記載した雛形を、事務局が作成する予

	定はあるのか。 → 現段階では雛形の作成について検討していないが、雛形が必要ということであれば、作成することはあり得る。 ・ メールに正式な書面をデータ化したものを添付して送信し、追って書面を郵送すること等で対応することは可能か。 → 書面の差し入れ方法については特段規定がなされていないため、取り急ぎメールに書面のデータを添付して差し入れ、後から紙で郵送するのであれば事後的な検証も可能であると考える。 (保有する株券等の区分管理について) ・ 規則案では、仲介目的のブロックトレードにより証券会社が保有する株券等に係る議決権の数が総議決権の 100 分の 5 以上となる場合に、証券会社が 100 分の 5 以上の議決権を保有している期間中は、当該株券等につきブロックトレード専用口座により他の株券等と区別して管理することが義務付けられているが、例えば総議決権の 7 % の株式等をブロックトレードにより取得し、その後 3 % を転売したことにより、保有する議決権の数が総議決権の 4 % となった場合には、すぐに区分管理をやめてもよいという理解でよいのか。 → そのような理解で差支えないと考える。 ・ 「ブロックトレード専用口座」とはどのようなものを想定しているのか。勘定が分かれていれば区分されていると考えてよいのか。 → 「専用口座」というワーディングだと顧客勘定の口座というイメージが強い。 → 区分管理については、後日検証可能であるということが必要であり、実務的な方法の指定はなされていない。規則で細かく規定しすぎてしまうと、各社の対応の柔軟性が失われてしまう恐れがあるのではないか。 以 上
5 . その他	特になし 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6 . 本件に関する問合せ先	自主規制本部 自主規制 1 部 (0 3 - 3 6 6 7 - 8 6 4 7)